

## 鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、県立特別支援学校に就学する者で、通学バスや公共交通機関などによる通学が困難な者を対象として市町村等が車両を使用して行う通学のための送迎に対し助成し、児童生徒の通学の安全確保及びその保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、「鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金実施要綱」（平成16年4月12日付教障第19号鳥取県教育委員会教育長通知）に基づく事業（以下「対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、第1号から第3号までの額の合計額（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。ただし、特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援学校就学奨励費補助金（以下「就学奨励費」という。）の対象となる通学のための送迎を行う場合においては就学奨励費対象経費を除いた額とする。

- (1) 別表1に定める経費について、基準額に実施回数を乗じて得た額と、対象事業の実施に要する額のいずれか低い額。
  - (2) 別表2に定める経費について、基準額と実費のいずれか低い額。
  - (3) 就学奨励費の対象となる通学のための送迎を行うに当たり必要であると県教育委員会が認めた経費について、その経費の額。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、別に通知する日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増又は20パーセントを超える減を伴う変更
  - (2) 支援対象者の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、普通自動車6年、軽自動車4年とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、車両とする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

別表1（第3条関係）

距離	基 準 額		
	運行に要する経費 (別表2の対象となる経費を除く)	介助者に要する経費	
	福祉有償運送事業者による送迎または市町村による送迎	右記以外の場合	医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する場合
10キロメートル未満	1,800円	1,800円	2,500円
10キロメートル以上	2,100円	2,100円	2,800円
15キロメートル未満			
15キロメートル以上	2,700円	2,700円	3,600円
20キロメートル未満			
20キロメートル以上	3,200円	3,200円	4,300円
25キロメートル未満			
25キロメートル以上	3,800円	3,800円	5,100円
30キロメートル未満			
30キロメートル以上	4,300円	4,300円	5,800円
35キロメートル未満			
35キロメートル以上	4,900円	4,900円	6,600円
40キロメートル未満			
40キロメートル以上	5,400円	5,400円	7,300円
45キロメートル未満			
45キロメートル以上	6,000円	6,000円	8,100円
50キロメートル未満			
50キロメートル以上	6,600円	6,600円	8,800円
55キロメートル未満			
55キロメートル以上	6,800円	6,800円	9,200円

注1 「距離」とは、「鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金実施要綱」（平成16年

4月12日付教障第19号鳥取県教育委員会教育長通知) 第2条第2項に規定する本事業の範囲のことを示す。

注2 タクシー事業者、福祉タクシー事業者による車両運行の場合は、本事業においては、表中「介助者に要する経費」に規定する額のみを適用し、「運行に要する経費」は適用しない。

注3 「介助者に要する経費」は、児童生徒の送迎中に介助者が必要であると認められる場合に限る。なお、介助者の必要性については、各県立特別支援学校に設置する通学支援協議会など、関係機関の意見を聞いた上で、児童生徒の実態に応じ適切に判断するものとする。

また、複数名の介助者を必要とする場合は個別に特別支援教育課と協議すること。

注4 消費税課税業者が送迎を実施する事業については、基準額の2%を加算する。

注5 送迎に使用する車両は、国土交通省が公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日)に適合する装置を装備すること。ただし、2列シート以下の自動車、常時2列目までしか使用しない自動車を除く。

別表2 (第3条関係)

対象	運行車両本体に要する経費		
	基準額(上限)	補助率	車両条件
リース車両費 1台当たり/年	車両購入費 一台当たり		
下記以外の場合	745千円	3,000千円	
医療的ケアが必要な生徒に対応した車両	1,350千円	5,450千円	10/10 ・専ら当事業に利用している車両に限る。 ・リース車両費の車両本体価格の上限は、車両購入費基準額と同額とする。 ・車両購入費は、購入初年度に限る。

注1 当該年度におけるリース期間が1年未満である場合は、基準額(上限)を月割りとし、算出する。

注2 タクシー事業者、福祉タクシー事業者による車両運行の場合は、本事業においては、「運行車両本体に要する経費」は適用しない。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行し、平成16年度事業から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

この要綱は、令和2年7月8日から施行し、令和2年度8月実施事業から適用する。

この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

この要綱は、令和5年3月13日から施行し、令和5年度事業から適用する。

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度事業(7月実施分)から適用する。

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年度鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金事業計画書

支援 対 象 者	氏名: 住所: 学校 学部 年 送迎区間(※1) ~ 送迎距離(※2) km
	氏名: 住所: 学校 学部 年 送迎区間(※1) ~ 送迎距離(※2) km
送迎業務を行う事務所名及びその所在地	
送迎(予定)者(車両の運転を行う者)	氏名: 氏名: 氏名:
介助(予定)者氏名(介助者が添乗する場合)及び介助者が有する資格	氏名: 資格: 氏名: 資格:
介助者がある場合は、介助の理由	
1台の車両に介助者が複数名乗車する必要がある場合はその理由(別紙可)	
医療的ケアが必要な場合はその理由及びその内容	
事業対象距離(※3)	km
実施時期	年 月 日 から 年 月 日 まで
実施予定回数	年間 回( 日)
基準額による算定額(A)	(別表1対象経費) 円 × 回 = 円 (別表2対象経費) 円 合計 円…(A)
事業実施経費(B)	円
交付金申請額	円 (A)または(B)のいずれか低い額

※1 市名又は町村名及び大字名を記入すること。

※2 支援対象者が支援車両に乗車している距離を記入すること。

※3 送迎業務を行う事業者がその所在地を出発してから送迎を終えて再び当該所在地に到着するまでの距離を記入すること。

添付書類 1 本事業の対象となる区間(※3の区間)の経路がわかるもの。(送迎業務を行う事業者、支援対象者の自宅、学校の位置がわかること。)

添付書類 2 医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する場合の介助者単価を用いる場合は、その医療的ケアを行うのに必要な資格を有していることがわかるもの。

添付書類 3 車両運行にあたり道路運送法等関係法令に規定された資格を有していることがわかるもの。

※他の交付金の活用の有無(○をつけてください)

有	活用する助成金名: 交付金事業内容: 交付金所管部署名、団体名: 問い合わせ先:
無	

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金事業収支予算(決算)書

1 収 入

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	備考
交付金			
合計			

2 支 出

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	備考
合計			

注 対象事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料等の区分ごとに記入すること。

3 対象事業の実施経費のうち、工事請負費及び委託料について、県内事業者への発注が困難な理由等(該当がある場合についてのみ記載)

(番号)  
年月日

様

鳥取県知事

年度鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金交付決定通知書

年月日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金(以下「本交付金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業の内容は、○○○とする。

2 交付決定額等

本交付金の交付決定額は、金円とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合における当該額については、別に通知するところによる。

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、対象事業の実績について、鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金交付要綱(平成16年4月12日教障第19号鳥取県教育委員会教育長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、2の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

交付金の收受、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号(第7条関係)

年度鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金事業実績報告書

支援対象者	氏名: 氏名: 氏名: 氏名:	学校 学校 学校 学校
送迎者	氏名: 氏名:	
介助者	氏名: 氏名:	
事業対象距離(※1)	km	
実施時期	年 月 日から 年 月 日 まで	
実施回数	回( )日	
基準額による算定額 (A)	(別表1対象経費) (別表2対象経費) 合計	円×回=円 円 円…(A)
事業実施経費(B)	円	
交付金実績額	円 (A)または(B)のいずれか低い額	

※1 送迎業務を行う事業者がその所在地を出発してから送迎を終えて再び当該所在地に到着するまでの距離を記入すること。

※添付書類 送迎者、介助者及び実施回数を確認することができる台帳、日誌等の書類

※他の交付金の活用の有無(○をつけてください)

有	活用する助成金名: 交付金事業内容: 交付金所管部署名、団体名: 問い合わせ先:
無	

鳥取県知事 様

住所

申請者 氏名

(団体に当たっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県立特別支援学校児童生徒通学支援に対する交付金交付要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 本補助金の確定額（確定通知書により通知した額） 金 円

2 確定額に係る補助対象経費の額 金 円

3 実績報告控除税額 金 円

4 確定した控除税額 金 円

5 補助金返還相当額 金 円

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。